

(仮称) 門真市立第五中学校区小学校
基本設計等業務委託
審査基準

令和6年10月

門真市

目次

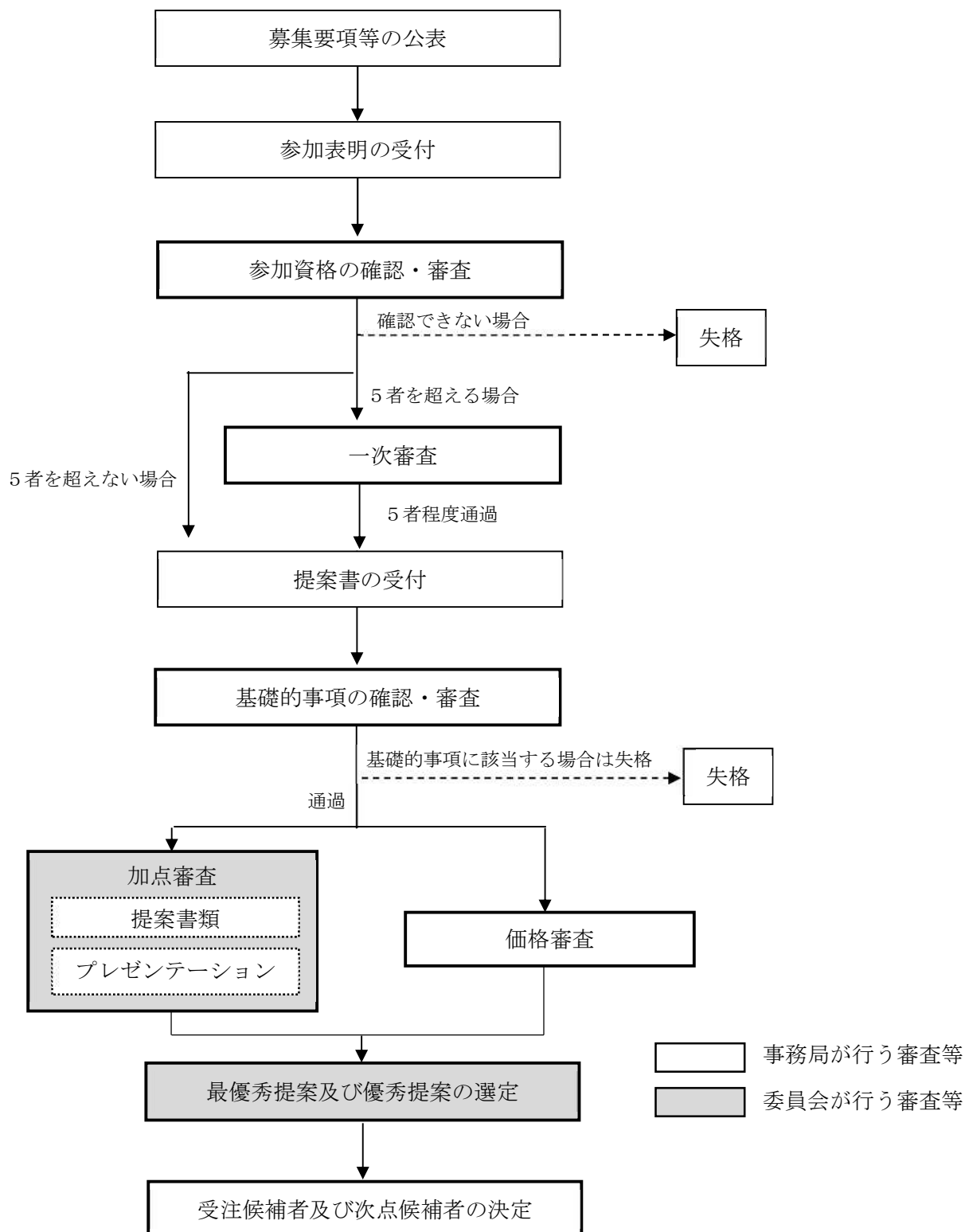
1	本書の位置づけ.....	- 1 -
2	受注候補者等の決定の手順.....	- 2 -
3	参加資格の確認.....	- 3 -
4	一次審査.....	- 3 -
5	基礎的事項の確認.....	- 4 -
6	二次審査.....	- 5 -
(1)	加点審査.....	- 5 -
(2)	審査項目及び配点.....	- 5 -
(3)	業務遂行能力の点数化方法.....	- 8 -
(4)	本業務の実施方針、特定テーマの点数化方法.....	- 10 -
(5)	価格の点数化方法.....	- 10 -
7	受注候補者等の決定.....	- 10 -

1 本書の位置づけ

この審査基準は、「（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託募集要項」（以下「募集要項」という。）と一体のものであり、受注候補者を決定するに当たって、（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）が行う審査について、その方法や審査基準等を示し、参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものです。

2 受注候補者等の決定の手順

「（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託」の受注候補者等は、次の手順で提案内容を総合的に評価して決定します。



3 参加資格の確認

門真市（以下「本市」という。）は、参加表明時に提出された書類に基づき、募集要項に記載した参加者が満たすべき参加資格要件について確認します。参加者に対して、通過又は失格の参加資格確認結果を書面で通知します。なお、要件を満たさない参加者は提案書類を提出できません。併せて通過者（5者を超えた場合は一次審査の通過者）には審査名を通知します。

4 一次審査

募集要項に定める「参加表明者が5者を超えた場合」の選定のための審査基準を以下の通り定めます。なお、5者程度に絞り込む際に同点となった場合は、配点の高い審査項目順で点数が高い方を通過とします。

審査項目		配点			
1) 事業所の実績【様式9】					
		・過去10年間 ^{注1} において、延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立に限る）の新築、改築、増築に係る設計業務の実績（基本・実施設計）を複数有しているか。	5件	10点	17点
			3～4件	5点	
			1～2件	加点なし	
		・過去10年間 ^{注1} において、延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立に限る）の新築、改築、増築に係る工事監理業務の実績を複数有しているか。	3件	7点	
			2件	4点	
			1件	加点なし	
2) 配置技術者の経験と能力					
		・本業務の配置技術者が、過去10年間 ^{注1} において、学校（公立、私立は問わない）又は公共施設に係る設計業務に対する以下の受賞歴を有しているか。 ア 日本建築学会賞（作品） イ J I A日本建築大賞 ウ 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く） エ B C S賞	5,000㎡以上の学校の受賞	5点	38点
			5,000㎡未満の学校の受賞	3点	
			学校以外の公共施設の受賞	1点	
管理技術者	実績	・過去10年間 ^{注1} において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本・実施設計）の実績を複数有しているか（ただし、管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。	3件	8点	
			2件	4点	
			1件	加点なし	
総合(意匠)担当主任技術者	実績	・過去10年間 ^{注1} において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本・実施設計）の実績を有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。	3件	5点	
			2件	2点	
			1件	1点	
構造担当主任技術者	資格	・建築士法に基づく構造設計一級建築士の資格を有しているか。	構造設計一級建築士	5点	
			一級建築士	加点なし	
電気設備担当主任技術者	資格	・建築士法に基づく設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しているか。	設備設計一級建築士	5点	
			一級建築士	2点	

審査項目			配点	
機械設備 担当主任 技術者	資格	・ 建築士法に基づく設備設計一級建築士 又は一級建築士の資格を有している か。	建築設備士	加点なし
			設備設計 一級建築士	5点
			一級建築士	2点
			建築設備士	加点なし
主任 監督員 (新築)	実績	・ 過去 10 年間 ^{注1} において延べ面積 5,000 ㎡以上の学校（公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る工事監 理業務の実績を有しているか（建築 （新築）の監督員として従事したもの に限る）。	3件	5点
			2件	2点
			1件	1点
合 計				55点

注1：平成26年4月1日から令和6年3月31日までの過去10年間

5 基礎的事項の確認

本市は、参加者から提出された提案書類について、次表に示す基礎的事項に該当していないことを確認します。確認の結果、基礎的事項について疑義等がある場合は、参加者に対して提案内容の解釈等に関する確認を電子メールで依頼し、それに対する回答（回答に伴う提案書類の訂正も含む）を受け付けます。その結果、一つでも次表に該当する事項があれば、当該参加者は審査対象除外となります。

基礎的事項
様式集に定めた提出書類（付属資料として求めたものを含む。）に遺漏のあるもの。
募集要項等に定める方法において作成されていないもの（ただし、誤字・脱字等提案内容への影響が軽微なものを除く。）
設計と条件を満たしていない可能性のある提案内容について、参加者に確認したものの、回答（回答に伴う提案書類の訂正も含む）に伴い見積価格内で事業の履行が困難と認められるものや提案内容の目的から逸脱することが認められるもの。
設計業務等の見積価格が募集要項に定める業務委託料の限度額（基本設計業務、実施設計業務、解体工事実施設計それぞれの限度額）を上回ると認められるもの

6 二次審査

(1) 加点審査

委員会は、基礎的事項の確認を通過した参加者の提案について、提案書類とプレゼンテーションによる審査を行い、審査項目ごとに得点を付与します。

合計得点が最も高い提案を最優秀提案として選定し、以下、合計得点順に順位付けを行い、2番目の提案を優秀提案として選定します。ただし、合計得点が配点の50%を下回った場合、当該提案は最優秀提案及び優秀提案として選定しません。

同点の場合は、選定委員の採点により、以下の条件に従い選定します。

- ① 「（仮称）門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務の施設内容（特定テーマ）及び本業務の実施方針の合計得点」が高いもの
- ② 上記でも同点の場合には、審査項目の「本業務の実施方針の合計得点」が高いものを候補者として選定する。これも同点の場合は、委員会の協議により候補者を選定する。

(2) 審査項目及び配点

審査項目と評価の視点及び配点については、次表のとおりであり、次表は、本市が本事業に対して民間の創意工夫の発揮を期待する度合いを勘案して設定したものです。

各項目について、該当する様式に記載されている留意事項を踏まえて提案してください。

審査項目と評価の視点		様式	配点	
加点審査				
(1) 業務遂行能力				
①事業所の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年間^{注1}において、延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校(いずれも公立に限る)の新築、改築、増築に係る設計業務(基本・実施設計)の実績を複数有しているか。 ・過去10年間^{注1}において、延べ面積5,000㎡以上の学校(いずれも公立に限る)の新築、改築、増築に係る工事監理業務の実績を複数有しているか。 ・本業務の配置技術者が、過去10年間^{注1}において、学校(公立、私立は問わない)又は公共施設に係る設計業務に対する以下の受賞歴を有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ア 日本建築学会賞(作品) イ JIA日本建築大賞 ウ 公共建築賞(特別賞、優秀賞を除く) エ BCS賞 	様式9	22点	
②配置技術者の経験と能力	管理技術者	・過去10年間 ^{注1} において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校(公立、私立は問わない)の新築、改築、増築に係る設計業務(基本・実施設計)の実績を複数有しているか(ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る)。	様式10	33点
	総合(意匠)担当主任技術者	・過去10年間 ^{注1} において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校(公立、私立は問わない)の新築、改築、増築に係る設計業務(基本・実施設計)の実績を有しているか(ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る)。		
	構造担当主任技術者	・建築士法に基づく構造設計一級建築士の資格を有しているか。		
	電気設備担当主任技術者	・建築士法に基づく設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しているか。		

審査項目と評価の視点			様式	配点
	機械設備 担当主任 技術者	・建築士法に基づく設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しているか。		
	主任監督員	・過去 10 年間 ^{注1)} において延べ面積 5,000 m ² 以上の学校(公立、私立は問わない)の工事監理業務の実績を有しているか(建築(新築)の監督員として従事したものに限り)。		
(2) 本業務の実施方針				
	業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会内や教職員の意向を確認しながら基本計画を検討しているプロセスを理解したうえで、これらを効果的に実現するための設計の考え方について以下の内容が明確に示されているか。 ◇上記の役割や検討プロセスを理解した基本コンセプト ◇業務の実施体制 ◇業務スケジュール ◇業務遂行上の配慮事項、設計上の課題 (基本設計、実施設計、解体設計、工事監理について) 	様式 15 1	125 点
(3) (仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務の施設内容 (特定テーマ)				
	①門真のめざす教育に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・門真市は「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども」を育むことができる教育をめざしていることを踏まえ、学校での様々な経験の中で、自ら課題を見つけ、主体的に学び、考え、判断して行動する力や自らの将来を切り拓いていく力をつけることを大切にしていることを理解し、以下の内容について優れた考え方が示されているか。 ▶縦のつながりを創るための諸室配置や空間づくりの考え方 ▶横のつながりを創るための諸室配置や空間づくりの考え方 ▶将来の自分とのつながりを創るための諸室配置や空間づくりの考え方 	様式 15 2	100 点
	②新しい小学校の基本コンセプトを踏まえた設計の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちがわくわくでき、行くこと自体が楽しい(基本計画の基本コンセプト1) ・過ごしたいと思う環境や積極的に自分で学びたい環境に対して優れた考え方が示されているか。 ・学習指導要領で示される主体的・対話的で深い学びといったこれからの学びのあり方に対応し、ICT を基盤とした最先端技術やグローバル化に対応した学びの機会を提供するための優れた工夫が示されているか。 ・多様な文化や価値観、個性を認め合いながら、学び育つことができ、全ての子どもたちに公正で室の高い教育を提供するためのダイバーシティやユニバーサルデザインなどの視点を反映した優れた考え方や工夫が示されているか。 ・「人とのつながりの中で、子どもたちの自立と自分の生き方を見つけることができる学校づくり」を実現するため、セキュリティラインの設定により、子どもたちの安全安心を確保した上で、地域コミュニティ拠点としての利用が可能な施設とするための優れた考え方や工夫が示されているか。 	様式 15 3	100 点

審査項目と評価の視点			様式	配点
	③導入機能の関係を踏まえた施設計画・フロア計画に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的・基本計画を踏まえ、適切な全体配置計画、外構計画、諸室配置（施設）計画、動線計画について、優れた提案が示されているか。 ・歩車分離による安全性、児童・教職員の教室移動の合理性、セキュリティに配慮した動線計画について、優れた提案が示されているか。 ・ICT 教育や STEAM 教育等の新たな教育を採り入れ、児童の発表能力、表現力、知的好奇心の向上を図るなど、多様な学習内容・学習形態への対応について優れた提案が示されているか。 ・地域利用可能な諸室は、地域と児童の交流の場となるように計画しつつ、適切なセキュリティ管理ができる計画となっているか。 ・学校施設の一部を避難所として利用することを踏まえ、建物の安全性を確保したうえで、避難生活や災害対応に必要な機能が提案されているか。 ・ZEB Ready 以上の ZEB 認証の取得に向けて有効な方策が示されているか。また、採用される機器については、維持管理・更新にも配慮された計画がなされているか。 ・ライフサイクルコストを低減するための優れた考え方や工夫が示されているか。 	様式 15 4	100 点
価格審査				
(4) 価格				
	基本設計等業務見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・基本設計等業務見積価格 40 - ((見積価格 - 最低見積価格) / (提案上限金額 / 40)) 	任意	40 点
合 計				520 点

注1：平成26年4月1日から令和6年3月31日までの過去10年間

(3) 業務遂行能力の点数化方法

「(1) 業務遂行能力」に対する加点審査は、下表に基づき得点を付与します。

審査項目		配点			
1) 事業所の実績【様式9】					
	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間^{注1}において、延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（いずれも公立に限る）の設計業務（基本・実施設計）の実績を複数有しているか。 	5件	10点	22点	
		3～4件	5点		
		1～2件	加点なし		
	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間^{注1}において、延べ面積5,000㎡以上の学校（いずれも公立に限る）の新築、改築、増築に係る工事監理業務の実績を複数有しているか。 	3件	7点		
		2件	4点		
		1件	加点なし		
	<ul style="list-style-type: none"> 本業務の配置技術者が、過去10年間^{注1}において、学校（公立、私立は問わない）又は公共施設に係る設計業務に対する以下の受賞歴を有しているか。 ア 日本建築学会賞（作品） イ J I A日本建築大賞 ウ 公共建築賞（特別賞、優秀賞を除く） エ B C S賞 	5,000㎡以上の学校の受賞	5点		
		5,000㎡未満の学校の受賞	3点		
		学校以外の公共施設の受賞	1点		
2) 配置技術者の経験と能力					
管理技術者	実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間^{注1}において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本・実施設計）の実績を複数有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。 	3件	8点	33点
			2件	4点	
			1件	加点なし	
総合（意匠）担当主任技術者	実績	<ul style="list-style-type: none"> 過去10年間^{注1}において延べ面積5,000㎡以上の小学校、中学校、小中一貫校、義務教育学校（公立、私立は問わない）の新築、改築、増築に係る設計業務（基本・実施設計）の実績を有しているか（ただし管理技術者又は意匠担当として従事したものに限る）。 	3件	5点	
			2件	2点	
			1件	1点	
構造担当主任技術者	資格	<ul style="list-style-type: none"> 建築士法に基づく構造設計一級建築士の資格を有しているか。 	構造設計一級建築士	5点	
			一級建築士	加点なし	
電気設備担当主任技術者	資格	<ul style="list-style-type: none"> 建築士法に基づく設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しているか。 	設備設計一級建築士	5点	
			一級建築士	2点	
			建築設備士	加点なし	
機械設備担当主任技術者	資格	<ul style="list-style-type: none"> 建築士法に基づく設備設計一級建築士又は一級建築士の資格を有しているか。 	設備設計一級建築士	5点	
			一級建築士	2点	
			建築設備士	加点なし	

審査項目			配点		
主任 監督員	実績	・過去 10 年間 ^{注1} において延べ面積 5,000 m ² 以上の学校（公立、私立は問わない）の工事監理業務の実績を有しているか（建築（新築）の監督員として従事したものに限る）。	3 件	5 点	
			2 件	2 点	
			1 件	1 点	
合 計					55 点

注 1：平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの過去 10 年間

(4) 本業務の実施方針、特定テーマの点数化方法

「(2) 本業務の実施方針」及び「(3) (仮称) 門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務の施設内容(特定テーマ)」に対する加点審査は、審査項目ごとに、各選定委員が次に示す5段階評価を行い、それを平均することで得点を付与します。

評価	判断基準	点数化方法
A	特に秀でて優れている	各項目の配点×1.00
B	秀でて優れている	各項目の配点×0.75
C	優れている	各項目の配点×0.50
D	わずかに優れている点を認める	各項目の配点×0.25
E	(要求事項等を満たしているものの) 優れている点が認められない	各項目の配点×0.00

※「配点×掛け率」の結果(少数点以下)は、加点審査の合計において小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで取り扱うこととする。

(5) 価格の点数化方法

価格は、見積価格(税抜)を提案金額とし、以下の方法で点数化します。

価格点
$\text{点数} = 40 - \left(\frac{\text{見積価格} - \text{最低見積価格}}{\text{提案上限金額} / 40} \right)$

※価格点(小数点以下)は、小数点第2位を切り捨て、小数点第1位まで取り扱うこととする。

7 受注候補者等の決定

本市は、委員会による最優秀提案及び優秀提案等の選定結果を踏まえ、受注候補者及び次点候補者を決定します。